ブリカマ魚市場建設計画のための贈与に関する日本国政府とガンビア共和国政府との間の交換公文（平成二十年六月二十日付け）	平成二十一年三月十一日	平成二十二年三月三十一日
マヘ島零細漁業施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とセーシェル共和国政府との間の交換公文（平成二十年六月二十四日付け）	平成二十一年三月五日	平成二十二年三月三十一日
ヨベ州給水計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文（平成十九年十月十八日付け）	平成二十一年三月二十日	平成二十一年四月三十日
中波ラジオ放送網整備計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の交換公文（平成二十年六月二十六日付け）	平成二十一年三月二十日	平成二十二年三月三十一日

○財務省告示第二百四十五号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年七月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第三回	三十八億百三万円	三十七億八千百十一万二千六百九十二円
〃	第五回	二百五十二億四千二百六十五万円	二百五十一億千三十七万八千七百三十四円
〃	第七回	三百十一億四千五百三十五万円	三百九億八千二百十四万八千六百五十円
〃	第九回	二百七十四億三千三百六十四万円	二百七十二億八千九百八十八万七千九百七十円
〃	第十一回	二百七十七億七千二百九十七万円	二百七十六億二千七百四十三万九千八百七十四円
合計		千百五十三億九千五百六十四万円	千百四十七億九千九十六万七千九百二十円

○厚生労働省告示第三百五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である社団法人岩手県薬剤師会について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十二年五月十日をもってその試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

変更前の試験検査を行う事業所の所在地	変更後の試験検査を行う事業所の所在地
岩手県盛岡市上堂四丁目五番三十四号	岩手県盛岡市上堂三丁目十七番三十七号

○農林水産省告示第千百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月二十六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福井県三方上中郡若狭町向笠一二〇号越坂二から四まで、五の一、五の二、六から九まで、一一、一三、一五、一六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一二〇号越坂二、四、一一、一三、一五、一六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月二十六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福井県小浜市金屋七九号牛ノ首谷三、八〇号牛ノ首越二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月二十六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　長野県北佐久郡軽井沢町大字茂沢字岩名口八九九、九〇〇、九〇一の一、九〇一の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月二十六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市用瀬町別府字宮谷二二二、字山ノ谷六七二の一、六八〇の一、六八三、字小谷六八七、六八八、六九〇から六九五まで、六九七の一、六九七の二、六九八の一、六九八の二、七一一の一、字瀬谷七三九の一、七三九の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）